

## 第29号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第46条第11号中「又は児童福祉法」を「、児童福祉法」に、「第39条」を「第39条第1項」に改め、「保育所」の次に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。